

告示第 20 号

太子町インフルエンザ予防接種助成事業実施要綱（令和 2 年告示第 115 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 2 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 6 条第 2 項ただし書中「医療機関において予防接種費用額として定める額（以下「予防接種費用額」という。）が助成額に満たない場合は、予防接種費用額」を「第 3 条第 1 号の者が経鼻弱毒生インフルエンザワクチンを使用する場合は、1 回の予防接種につき 3,000 円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 医療機関において予防接種費用額として定める額（以下「予防接種費用額」という。）が助成額に満たない場合は、予防接種費用額とする。